

平成26年度 自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取組みについて～



平成27年6月
仙台市交通局

はじめに

「全ての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」ことを義務付けた「運輸安全一括法（平成18年法律第19号）」が、平成18年10月に施行されました。

これを受け、仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）」を制定し、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則（平成22年国土交通省令第30号）」に基づき、平成26年度に自動車事業として実施した輸送の安全に関する目標及び計画等の達成状況、事故等に係る情報等を公表するものです。

目 次

	ページ
I 平成26年度輸送の安全に関する目標と結果……………	2
II 平成26年度輸送の安全に関する重点指導項目……………	3
III 平成26年度輸送の安全に関する計画の実施結果……………	4～20
IV 自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故等) に関する統計の報告……………	21～23

I 平成26年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

1. 有責事故抑止目標と有責事故件数

	有責事故抑止 目標件数	有責事故件数
平成26年度	75件	89件

2. 有責事故種別件数

	平成25年度	平成26年度
物損事故	64件	55件
衝突	45件	41件
物件衝突	19件	14件
人身事故	47件	34件
車内人身	21件 (※18件)	23件 (※17件)
衝突人身事故	17件	7件
歩行者・二輪車事故他	9件	4件
合計	111件	89件

※車内人身事故のうち、停車中の事故件数

3. 10万kmあたりの有責事故件数

	平成25年度	平成26年度
総走行距離	18,289,158 km	18,487,192 km
件数	0.61件	0.48件

4. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	路上故障抑止目標件数	路上故障件数
平成26年度	37件	28件

Ⅱ 平成26年度輸送の安全に関する重点指導項目

(安全管理規程第7条関係)

1. スローガン

私たちは、お客様に安全と安心・快適を提供するため、すべての業務における基本を再認識し、これを実行します

2. 市バスのモットー

より安全に・より親切に

3. 職員のモットー三則

- (1)お客様の安全を何よりも優先します
- (2)お客様にまごころを込めて接します
- (3)法令を遵守し他車に運転の模範を示します

4. 最重点指導項目

停車中の事故の根絶

- (1)着座前発進事故の未然防止
- (2)ドア挟み事故の未然防止

5. 重点指導項目

- (1)走行中の事故の抑止
- (2)接客用語活用の実践
- (3)エコドライブの実践
- (4)現場からの報告・連絡体制の強化

Ⅲ平成26年度輸送の安全に関する計画の実施結果

(安全管理規程第7条関係)

【実施期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日】

1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

(1) 輸送の安全に関する指導

輸送の安全を最優先に、業務の基本を忠実に遂行するため、下記の指導方針に基づき、乗務員指導を実施しました。併せて、各種研修等を実施するとともに、各乗務員に自らの運転操作の「クセ」を気づかせ、それを改善することで、事故防止を図りました。

実施期間：通年

○指導方針

- ・ 乗務員一人ひとりが健康管理に努め、その重要性を認識すること
- ・ お客様の立場に立った接客接遇に努めること
- ・ 法令を遵守し、各マニュアル等に定める事項に従い行動すること

(2) 運行管理業務点検・指導

1) 業務課職員が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

実施日：4月・9月・12月

2) 営業所長及び営業所主幹が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

実施日：毎月1回 営業所ごと(川内・霞の目・長町・実沢営業所)

(3) 安全総点検の実施

年末年始の輸送の繁忙期において、輸送の安全を確保するため実施計画を策定し、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しました。

実施日：12月10日～1月10日



◆安全統括管理者からの訓示

(4) 交通事業管理者等による営業所の巡視

年度始め及び年末年始などに、交通事業管理者や安全統括管理者等が関係法令等の遵守及び安全最優先原則の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

実施日：4月3日・10月23日・12月15日・16日・24日・1月6日 6回実施

(5) 輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、輸送の安全に関する意見交換会を行い、安全に関する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、コメントし安全意識の高揚を図りました。

1) 交通事業管理者・安全統括管理者との意見交換会

実施日：9月2日 霞の目営業所

実施日：12月17日 川内営業所

2) 自動車部業務課・輸送課・整備課職員との意見交換会

実施日：10月10日 長町営業所

実施日：12月22日 実沢営業所

3) 営業所長・主幹との意見交換会

実施日：毎月1回 営業所ごと(川内・霞の目・長町・実沢営業所)



◆霞の目営業所における交通事業管理者・安全統括管理者との意見交換会

(6) 乗務員のPDCAの実施

乗務員の意識改革とその実践を促すため、乗務員一人ひとりが具体的な行動計画(項目：安全確保と接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員のPDCAを実施しました。

実施期間：上期4～9月，下期10～3月

(7) 輸送の安全に関するアンケート調査の実施

職員の輸送の安全に関する理解度や浸透率を把握し、改善や見直しを図り、その後の計画に反映する目的等で、輸送の安全に関するアンケート調査を実施しました。なお、アンケート調査は、隔年度で実施しています。

営業所	対象者	回答者数	回答率
直営の営業所を対象	管理要員 39名	管理要員 35名	管理要員 89.7%
	乗務員 512名	乗務員 468名	乗務員 91.4%

実施期間：6月16日～7月4日

(8)現場指導

1) 添乗指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、事故惹起者、苦情惹起者、新規採用した1年未満の乗務員及び各研修受講終了者等に対し、自動車運転者添乗指導要領に基づき、添乗指導を実施しました。

添乗指導件数:444件

2) 街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップの実施状況を確認し、必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

マナーアップ強化日:毎月1日・15日

接客サービス強化日:毎月10日・20日

2. 輸送の安全に関する投資(決算見込み額)

(1)ドライブレコーダーの導入《機器購入等49,127千円》

より高い安全性を確保するとともに、エコドライブの推進を図ることを主な目的に、常時記録型ドライブレコーダーの導入を進めています。乗務員の安全意識の向上による事故抑止効果や事故・ヒヤリハット情報の収集による乗務員教育の充実のほか、収集したデータにより、事故・トラブルの原因特定や車内防犯対策に効果が期待されます。平成27年度中に全車両への導入を目指します。



- ◆平成26年度は長町営業所70両、実沢営業所106両の計176両に導入しました。
- ◆上記も含め、平成26年度末で262両に導入しました。

(2) 車両更新に伴うノンステップ車両の導入 《車両購入 471,906 千円》

車両の更新に伴い、バリアフリーに対応したノンステップ車両(大型30両(中古車を含む)中型1両)を購入しました。

(3) バス車両の確実な点検・整備の実施 《車両点検費等 697,699 千円》

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備(中古車両改造を含む)を実施しました。

(4) 職員の健康管理 《健康診断等手数料 5,475 千円》

職員の健康状態を把握するため、定期健康診断等を実施するとともに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の簡易検査を実施しました。

(5) 運転適性診断 《受診料 486 千円》

乗務員の運転適性診断(一般適診・適齢診断・特定診断)を実施しました。

(6) 教育及び研修 《講師料等 3,320 千円》

外部講師を招き、①危険予知トレーニングなど、危険を回避し安全運転をするための研修、②新規採用乗務員教習における、お客様の立場に立った接客・接遇の研修、③内部監査に関する研修等を実施しました。

3. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。なお、外部の内部監査専門的機関から助言を受け、これまでの実施内容等を見直し、改善を図りながら、内部監査を実施しました。

(1) 被監査部署及び実施日

長町営業所	6月13日
実沢営業所	6月17日
川内営業所	11月4日
霞の目営業所	11月13日
安全統括管理者	12月3日
業務課	2月25日



◆実沢営業所における内部監査

(2) 監査対象期間

- 1) 長町営業所及び実沢営業所 平成25年10月1日～平成26年3月31日
- 2) 川内営業所及び霞の目営業所 平成26年4月1日～9月30日
- 3) 業務課 平成26年4月1日～12月31日

(3) 内部監査総括

各営業所に対し、関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般についての適合性は確認できたが、改善を要するものがあり、これらについて、改めて実態の確認と原因を確認し、関係書類の作成及び書類整理の徹底、その他必要な措置を行うことを要求した。

被監査部署	総括
長町営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・乗務員安全マネジメント(安全経営)取組票を所属長が受け取る際は、記載内容の確認を行い、不適切な場合は訂正し、正しい記載内容にすること <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none">・事故防止や酒気帯び出勤防止等の取組みを積極的に実施している・各部署から送付されてくる通知文書等を管理要員内で供覧し、情報の共有を図り、日常の業務にあたっている <p>【フォローアップ監査実施日】:9月5日</p> <p>【フォローアップ監査結果】:改善事項(意見)について、措置内容が確認できた</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none">・輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みの継続的な実施及び安全に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待する
実沢営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・乗務員安全マネジメント(安全経営)取組票を受け取る際は、記載内容の確認を行い、不適切な場合は訂正し、正しい記載内容にすること <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成25年度の有責事故抑止目標を達成している・酒気帯び出勤防止等の取組みを積極的に実施している <p>【フォローアップ監査実施日】:9月8日</p> <p>【フォローアップ監査結果】:改善事項(意見)について、措置内容が確認できた</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none">・個々の取組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の安全性の向上に努めるとともに、事故の未然防止について、ヒヤリハット事例等を活用し営業所内へ周知を図り、更なる安全意識の向上を期待する

被監査部署	総括
川内営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任乗務員研修の実施時期については、早目に計画を立て、実施すること <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止や接客サービスの向上を図るため、積極的な添乗指導を実施している <p>【フォローアップ監査実施日】: 12月9日</p> <p>【フォローアップ監査結果】: 改善事項(意見)について、措置内容が確認できた</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の取組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の安全性の向上に努めるとともに、事故防止や接客サービスの向上を図るため、積極的な添乗指導の継続を期待する
霞の目営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告書の内容は、必ず乗務員台帳に記載すること <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に100日無事故を2度達成している ・酒気帯び出勤防止等の取組みを積極的に実施している <p>【フォローアップ監査実施日】: 12月19日</p> <p>【フォローアップ監査結果】: 改善事項(意見)について、措置内容が確認できた</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施するとともに、安全に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップに期待する ・添乗指導をこまめに実施しながら管理要員内で情報の共有を図り、点呼時に事故防止に関するタイムリーな指導等の継続を期待する
業務課	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会の結果報告書の作成を早目に行い、各営業所へ送付するよう改善すること ・帳票類(一部)に、個人ごとの索引等を取付け、整理すること <p>【評価する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門としての役割や安全マネジメント体制を維持するための様々な取組みを実施している <p>【フォローアップ監査実施日】: 3月27日</p> <p>【フォローアップ監査結果】: 改善事項(意見)について、措置内容が確認できた</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に見直し・改善の取組を進め、その結果として業務課内に安全文化が醸成され、全職員に関係法令等の遵守と安全最優先の原則が徹底されて行くことを期待する

(4)内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき、内部監査を実施するため、内部監査委員会を開催しました。

毎月1回開催

4. 運輸安全マネジメント評価

運輸事業者(自動車, 鉄道等)の経営部門を対象として、安全管理に関する取組み状況の確認や更なる改善に向けた助言等を行う「運輸安全マネジメント評価」が平成19年度から実施され、平成26年度は6回目の評価が8月12日・13日に行われました。

安全管理体制の維持・向上に関する取組みやコミュニケーションの充実・強化、人材育成に繋がる取組み等について一定の評価をいただきました。

これからも、PDCA サイクルによる継続的な見直しと改善を図り、組織全体として安全文化の風土をつくり、輸送の安全の確保を最優先とする事業運営に努めてまいります。



5. 輸送の安全に関する情報の連絡体制の確立

(1) 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

1) 安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を開催しました。

輸送安全管理委員会: 毎月1回開催

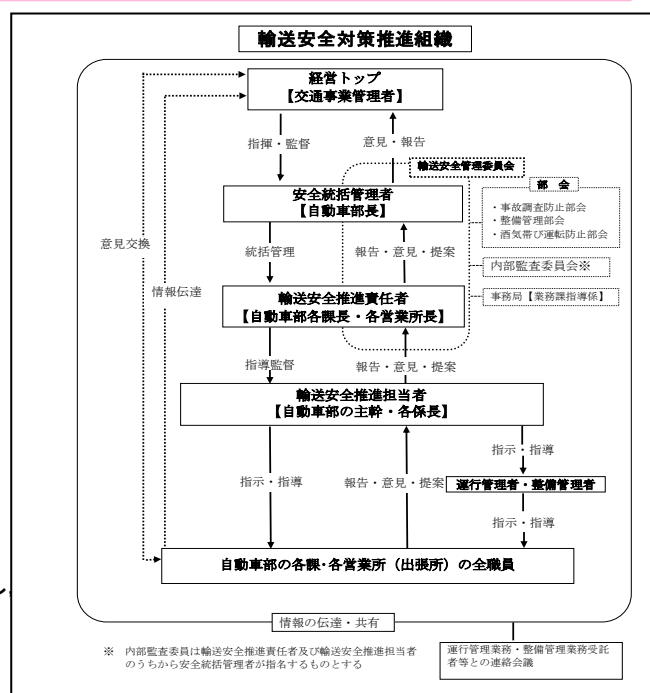
2) 安全管理規程第13条に基づき、事故調査防止部会・酒気帯び運転防止部会を開催し、事案について調査、研究等を行いました。

事故調査防止部会: 1回開催

酒気帯び運転防止部会: 1回開催

3) 安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を開催し車両故障の防止のための調査、研究等を行いました。

整備管理部会: 毎月1回開催



輸送安全対策推進組織図

(2)ヒヤリハット体験の活用

1)危険体験「ヒヤリハット」事例活用要領に基づき、乗務員からヒヤリハット体験情報を収集し営業所に掲示するとともに、職場研修などで乗務員に情報を提供し事故の未然防止を図りました。

報告件数:78件

2)ヒヤリハット体験地図や冊子を作成し、情報を乗務員に提供しました。

3)より多くのヒヤリハット体験事例を収集する目的で、「ヒヤリハット体験事例報告書」の記入様式を変更しました。なお、新たに、車内事故を未然に防止する目的で、車内用の「ヒヤリハット体験事例報告書」を作成しました。



ヒヤリハット体験地図

(3)災害・事故・事件等対応訓練の実施

災害や事故等が発生した時に、迅速かつ的確に対応できるよう、各種マニュアルに基づき訓練を実施するとともに、訓練実施後において、訓練の内容を検証・評価し、改善策を次回の訓練に反映させる取組みを実施しました。

1)バスジャック対応訓練等を実施しました 実施日:3月9日

2)防災の日(6月12日)に併せ、災害時(地震・津波等)を想定した災害対応訓練(避難訓練・情報収集伝達訓練)を実施しました。

3)大規模な災害が発生した際、より適切な対応がとれるよう、業務用無線を活用し、本局と営業所や受託事業者との連絡体制の強化を図りました。

4)春・秋の全国火災予防週間(実施期間:11月9日～15日・3月1日～7日)に災害対応訓練を実施しました。

5)停電時に備え、非常用発電装置を使用した訓練を実施しました。



バスジャック対応訓練



(4) 受託事業者との連絡会議の開催

1) 輸送の安全に関する情報等を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るため、交通局とJRバス東北(株)、宮城交通(株)との合同連絡会議を開催しました。

毎月1回開催

2) 交通局と受託事業者の安全統括管理者等が、輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等について、意見交換を行うため、安全輸送連絡会を開催しました。

開催日:5月1日

3) 車両の点検及び整備の管理に関する情報を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るため、交通局と仙台交通(株)、宮城交通(株)との連絡会議を開催しました。

毎月1回開催

4) 受託事業者に係る業務の履行状況(4月～10月)について調査を行いました

11月実施

5. 輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

職員の輸送に関する安全意識の向上と事故の防止等を図るため、次のとおり研修等を実施しました。

(1) 集合研修

1) 事故防止・接客サービス向上(バリアフリー)研修

事故の未然防止及び接客サービスの向上を図るとともに、バリアフリーについて障害のある方への対応を習得することを目的に、次のとおり実施しました。

- ・「事故にひそむ危険要因を探る」DVD視聴
- ・営業車添乗によるお客様視点からのサービスの検証
- ・危険予知トレーニングなどにより危険要素の発見
- ・ヒヤリハット体験事例に基づく、潜在的な危険箇所の把握
- ・グループ討議によるリスク低減の方策の習得
- ・バリアフリー法に基づき、障害のある方に対する対応方法の習得
- ・日常点検の確実な実施による路上故障の防止
- ・車両の特性が起因する事故の防止

年11回 175名受講



◆外部講師による講義(KYTトレーニング)

2) 接客サービス向上フォローアップ研修

接客案内等評価の低い乗務員に対して、接客・接遇のスキルアップを図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・「乗務員の接客マニュアル」及び DVD を活用した研修
- ・自分と他の乗務員の運転操作等の違いを再認識してもらうため、営業車への添乗研修

実施日:3月10日 2名受講

3) 新規採用乗務員教習

ア 新規採用乗務員として、必要な運転技術と業務知識の習得を目的とした教習を実施しました。

新規嘱託乗務員 23名採用

教習期間:9月1日～10月31日



イ 新規採用る一ふる仙台バス乗務員として、必要な運転技術と業務知識の習得を目的とした教習を実施しました。

る一ふる仙台バス乗務員 5名採用

教習期間:1月15日～2月28日



4) 乗務経験1年未満乗務員研修

新規採用嘱託乗務員教習時に習得した業務知識等についての再確認及び理解度を更に深める目的で実施しました。

実施日:9月22日 20名受講

11月7日 2名受講



5) 健康管理増進研修

加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、事故の未然防止を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・「高齢運転者による交通事故防止について」のDVDを活用した研修
- ・酒気帯び出勤の根絶を図るため、アルコールが運転に及ぼす悪影響を認識するための研修
- ・腰痛予防のストレッチ体操
- ・健康管理に対する意識の高揚を図るための研修

年10回 175名受講



◆(一財)宮城県社会保険協会から講師を招いての研修



◆交通局講師による講義

6) 安全マネジメント研修

安全意識の一層の浸透・安全風土の構築を図る目的で、東北運輸局主催の運輸安全マネジメントセミナーに参加しました。

開催日:9月4日 受講者1名

7) 事故削減プロジェクト研修(副所長・運行管理者研修)

管理監督者として高度な知識の習得を目的に、交通心理士など有資格者の講師を招き、研修を実施しました。

実施日	6月30日	31名受講
	7月1日	18名受講
	11月18日	23名受講
	11月19日	9名受講
	2月13日	12名受講



◆民間保険会社から講師を招いての研修

8) 整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

実施日:3月24日 4名受講

9) 整備管理者の補助者研修

各営業所において、整備管理者の補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

実施日:4月21日・22日・23日・30日・5月13日 5回開催 8名受講

10) 安全マネジメント内部監査委員研修

内部監査を実施するうえで、内部監査委員の力量の向上を目的として、内部監査に関する専門的機関から講師を招き、必要な知識・技術を習得させる研修を実施しました。

実施日:7月8日 16名受講

11) 安全マネジメント新任内部監査委員研修

新任内部監査委員を対象に、内部監査を実施するうえで、必要な知識・技術を習得させる目的で研修を実施しました。

実施日:4月30日 2名受講

(2) 現場研修

1) 主任乗務員研修

乗務員の指導的立場にある主任乗務員に対し、交通局の現状と課題の検証、他の乗務員への伝達方法等について習得し、更なる運輸安全マネジメントの構築を図る目的で実施しました。

年2回実施 88名受講

2) スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき営業所において乗務員が遵守すべき事項に関する知識のほか、バスの運行やお客様の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的に実施しました。

年2回実施 1,017名受講



◆長町営業所におけるスキルアップ研修

3) 安全運転者研修

春と秋の全国交通安全運動期間中、営業所ごとに所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で実施しました。

実施日:5月 116名受講, 10月 113名受講

4) 職場研修(自主研修)

営業所ごとに交通事故の防止と接客・接遇の向上, 飲酒運転防止を図る目的で実施しました。

実施日:毎月1回

5) 特別研修

ア 有責事故を惹起した乗務員

※6. 輸送の安全に関するその他の取組み「(3)事故原因分析及び教育・指導の実施」(P17)をご参照ください

イ 高齢運転者(65才以上)

各営業所において、適齢診断の結果を踏まえた加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について、運転者自らが考えるよう指導を行いました。16名受講

(3) 個別研修

1) 事故惹起者研修(有責事故)

事故の再発防止を図るために、事故惹起者の教育・指導を実施しました。

・年10回実施 10名受講

2) 酒気帯び出勤惹起者

運輸安全マネジメントを十分理解させ、本来の運転業務に必要な資質を自ら自覚させる目的で実施しました。

・年1回実施 1名受講

(4) 派遣研修

副所長・運行管理者・業務課職員等派遣研修

営業所の管理監督者としてエコドライブや運行管理業務の高度な知識を習得させる目的及び運輸安全マネジメントに基づく、実践的な技能及び知識の習得のため(株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

・派遣職員:2名

・場 所:滋賀県(株)クレフィール湖東交通安全研修所

・実施日:7月16日・17日・18日

6. 輸送の安全に関するその他の取組み

(1) 事故防止運動

1) 営業所ごとに有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組ましました。

実施期間: 通年

2) 年間有責事故抑止目標を達成した営業所を表彰しました。・・・平成25年度目標達成 実沢営業所

3) 始業点呼時等に乗務員に対し、安全目標を宣言させ、また、終業点呼時に達成状況の報告を受け、相互に検証を行いました。

実施期間: 通年

- ・高齢者交通安全の日・・・毎月1日
- ・自転車交通安全の日・・・毎月15日
- ・飲酒運転根絶運動の日・・・毎月22日
- ・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ運動 10月1日～1月31日)
- ・冬道の安全運転123運動(12月1日～3月31日)

(2) 事故防止コンクール等の実施

1) 年間を通し有責事故ポイントの少ない営業所を表彰しました。・・・11月25日表彰 実沢営業所

2) 交通事故防止に努め、連続して100日間有責事故が無かった営業所を表彰しました。

・霞の目営業所 (年度内2度達成), 実沢営業所

3) 春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない営業所を表彰しました。

・春の事故防止コンクール 5月表彰 霞の目営業所・実沢営業所

・秋の事故防止コンクール 10月表彰 霞の目営業所・実沢営業所

・年末の事故防止コンクール 1月表彰 川内営業所・長町営業所・霞の目営業所

4) 宮城県、宮城県警察等主催の交通安全啓発実践キャンペーン「セーフティ123」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。

参加チーム: 28チーム

(3) 事故原因分析及び教育・指導の実施

自動車事故を惹起した乗務員に対し、事故の再発防止を図るため、「自動車事故における原因分析及び教育・指導に関する要領」に基づき、事故の原因分析を行い、教育・指導を実施しました。

12名受講

(4) エコドライブの取組み

1) エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減、交通事故の未然防止を図りました。

- ・7月・1月(推進強化月間)
- ・毎月第一水曜日(エコドライブ推進強化日)

2) エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で、「eco だより」を発行しました。

発行回数: 1回

3) 営業所において、デジタルタコグラフの結果を活用し適切な助言をすることによりエコドライブの意識の高揚を図りました。

実施期間: 通年



(5) 運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、運転適性診断を実施し、診断結果を乗務員指導に活用しました。

実施件数: 165件

(6) 職員の健康管理

1) 本局の看護師が、各営業所を定期的に訪問し、管理要員や乗務員の健康相談及び血圧測定を行い、指導・助言を行いました。

営業所・月4回

2) 産業医が定期的に各営業所を訪問し、健康管理名簿記載者(生活習慣病)の健康診断及び病欠者の出勤認定(病欠日数等による)の問診を行い、指導・助言を行いました。

月2回

3) 営業所主幹が、日頃より職員の健康状態の把握に努め、健康管理(飲酒関係を含む)の指導を行うとともに、健康管理名簿記載者等に対し、定期健康診断結果に基づき、個人面談を実施し指導・助言を行いました。

4ヶ月ごと 年3回

4) 平成15年10月より実施している睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策について、SASに起因した重大事故等の予防を図る目的で、発症時には運行に重大な影響を及ぼす危険性が高い乗務員への対策を中心に強化を図りました。また、平成26年9月から乗務員全員(SASを治療中の職員を除く)を対象に、「パルスオキシメーターによる睡眠時の簡易検査」を定期的(3年に1回程度)に実施しています。

(7) 営業所対抗接客・接客コンクールの実施

接客・接客と安心を与える運転の向上を図るため、営業所対抗の接客・接客コンクールを実施し、最優秀営業所を表彰しました。

実施期間: 6月1日～30日 最優秀営業所: 実沢営業所

(8)市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及びバス添乗モニターにより、乗務員の接客及び安心を与える運転の実施状況について、添乗調査を実施しました。

- 1)添乗調査件数:6,147件
- 2)1月～6月期 接客態度優秀職員表彰者 51名
- 3)7月～12月期 接客態度優秀職員表彰者 60名
- 4)年間接客優秀職員表彰者 18名

(9)路線巡回の実施及び情報提供

交通事故の未然防止を図る目的で、マナーアップ強化日及び冬期間等に、次のとおり実施しました。

- 1)路線における危険箇所等の状況を確認し、危険箇所マップの作成
- 2)運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報の提供
- 3)災害発生時又は災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報提供

(10)安全だより等の広報誌の発行

- 1)具体的な取組目標を掲げ、交通事故防止を図る目的で安全だよりを発行しました。また、緊急な対応を要する場合について、安全速報を発行し周知徹底を図りました。

発行回数:28回(号外含む)

- 2)具体的な取組目標を掲げ、接客サービスの向上を図る目的で、接客だよりを発行しました。また、緊急な対応を要する場合については、接客速報を発行し周知徹底を図りました。

発行回数:18回(号外含む)

- 3)事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を事故速報として発行し周知徹底を図りました。

発行回数:68回



(11)バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備を各整備工場で行いました。

(12)バス停施設等の安全点検の実施

輸送の安全を確保するため、停留所上屋・停留所標識の破損、汚損等の補修、修理、交換及び清掃作業を随時実施しました。

(13)ベビーカー固定ベルトの設置及び「ベビーカーマーク」の表示

ベビーカーの利用のお客様が安心して市営バスを利用いただけるよう、車いすスペースの座席にベビーカー固定ベルトを設置するとともに、「ベビーカーマーク」を表示しました。

— ベビーカーは大切な命を乗せています —
ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカーのご利用方法について

安全のために


- ① 前方方向にして乗客の安全確保のためシートベルトを必ず着用してください。
- ② ベビーカーのシートベルトをお子さまの体にしっかりと固定してください。
- ③ ベビーカーに固定ベルトを確実にしてください。

乗車の際は、お子さまの安全確保のため、乗降の際は安全のため、ベビーカーを折りたたんで乗降していただきます。

お問い合わせ先：仙台市交通局 公共交通課 電話番号：022-71-40310

ベビーカー固定ベルト全車設置完了しました

仙台市交通局では、国土交通省の公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会の検討結果を受け、バスの車内でベビーカーを折りたたまずに利用できるよう、車内にベビーカーマークとベビーカー固定ベルトを各車両に設置しました。車いすスペースの座席にベビーカーを固定ベルトで固定することにより、お子さまをベビーカーに乗せたまま乗車いただけるようになりました。なお、乗降の際は安全のため、ベビーカーを折りたたんで乗降していただきます。(ノンステップバスご利用の際は、折りたたまずに乗降することもできます。)




IV 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告(重大事故等)

(安全管理規程第22条関係)

1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は13件でした。

事故の内容については、次のとおりです。

平成26年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
1	4月1日	右カーブに差し掛かった際、対向して来た相手原付バイクが突然バランスを崩し転倒滑走して来たため、衝突回避に努めたが、相手方原付バイクがセンターラインをはみ出し当バスに衝突、相手運転者が負傷したもの	第2条第3号
2	4月3日	バス停留所において、お客様取扱い後発進した際、着座しようとしたお客様が、発進の動揺でバランスを崩し、座席仕切り板へ頭部を打ち負傷したもの	第2条第7号
3	5月18日	バス停留所において、お客様取扱い後発進した際、着座しようとしたお客様が、発進の動揺でバランスを崩し床に転倒、負傷したもの	第2条第7号
4	5月19日	運行中、乗務員から動悸による体調不良の申告があったため、運行中止の指示を行い、代替運転手と交替させたもの	第2条第9号
5	6月9日	バス停留所において、お客様取扱い後発進した際、握り棒から吊り革に握りかえようとしたお客様が、発進の動揺でバランスを崩し床に転倒、負傷したもの	第2条第3号
6	8月4日	二車線目を走行中、左後方一車線目を走行していた相手二輪車が前車に追突し、そのはずみで二輪車が滑走し、当バスへ衝突、相手運転者が負傷したもの	第2条第3号
7	8月26日	バス停留所において、お客様取扱い中、乗務員の右手が誤って前ドアレバーに触れ、ドアが閉まり、降車中のお客様が負傷したもの	第2条第7号

	事故発生日	発生状況	根拠規定
8	9月18日	運転席後方に立っていたお客様が、握り棒に掴まったことを確認し発車した際、お客様がしっかり掴まっていなかったため、発進の動揺でバランスを崩し転倒、負傷したもの	第2条第3号
9	9月29日	バス停留所手前で一旦停車し、前バスの発進に追従し、バス停に移動しようと再び発進した際、降車しようと席を立ったお客様がその動揺により転倒、負傷したもの	第2条第7号
10	10月30日	バス停留所において乗車取扱い中、お客様が乗車のためステップに足をかけた際に、安全確認を怠りドア操作をしたため、閉まってきた中ドアでお客様が負傷したもの	第2条第7号
11	11月3日	運行中、乗務員から胃の不快感による体調不良の申告があったため、運行中止の指示を行い、代替運転手と交替させたもの	第2条第9号
12	1月28日	二車線目を走行し交差点に進入した際、対向から直近右折して来た相手方を発見したため、ハンドルとブレーキ操作で衝突は回避したが、その衝撃により車内で立っていたお客様が転倒、負傷したもの	第2条第3号
13	2月8日	始発地において待機中、当該乗務員から動悸による体調不良の申告があったため、運行中止の指示を行った。その後体調が回復したので定刻に発車するとの連絡があったが、念のため代替運転手と交替させたもの	第2条第9号

- ※1 第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者(14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)を生じたもの
- ※2 第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号(十一日以上医師の治療を要する障害を受けた者)に掲げる障害が生じたもの
- ※3 第2条第9号に該当する事故とは、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

2. 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は28件でした。

平成26年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	0	緩衝装置	0	付属装置	0
制動装置	2	動力伝達装置	11	電気装置	3
走行装置	0	原動機	10	車体	2

※第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部業務課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email:kot050310@city.sendai.jp

【仙台市交通局ホームページ】

<http://www.kotsu.city.sendai.jp>